

指名停止措置の概要

- 1 指名停止措置業者名：株式会社前田組
(法人番号7120901012001)
業者の住所：大阪府高槻市藤の里町9-2
- 2 指名停止措置期間：令和4年7月21日から
令和4年11月20日まで
- 3 指名停止措置の範囲：近畿中部防衛局管轄区域
(近畿2府4県、北陸3県、東海3県)
- 4 事実概要： 株式会社前田組は、高槻市発注の工事において、建設業法第7条第2号イ、ロ又はハのいずれにも該当しないAを主任技術者として配置し、資格要件を満たす主任技術者を配置しなかったため、建設業法第26条第1項の規定に違反した。また、高槻市の請負契約に係る一般競争において、事前に技術者名簿にAが10年以上の実務経験年月数があるとする登録を同市から受けるなど、公共工事の入札及び契約手続きについて不正行為等を行ったとして、令和4年5月10日付けで大阪府知事から監督処分（営業停止30日間）を受けた。
さらに、令和3年3月31日を審査基準日とする経営規模等評価の申請において、技術職員実務経験申立書にAの虚偽の経歴を記載し、技術職員名簿に資格要件を満たさない同人を記載したとして、同日付けで同府知事から監督処分（指示処分）を受けた。
- 5 指名停止措置理由： 上記事実が「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領」付表第2第13号（建設業法違反行為）に該当するため。

指名停止措置要領付表第2第13号「抜粋」

措置要件	期間
(建設業法違反行為) 13 対象区域内において、建設業法の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき（次号に掲げる場合を除く。）。	当該認定をした日から 1月以上9月以内